

会報

 (社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:info@miyazaki-kenkyo.or.jp

宮崎県建設業協会機関誌
Monthly Association Construction Industry NEWS

2010.5



平成21年度「土木の日」(日南地区)

開催地: 飫肥小学校

参加機関・団体: 日南土木事務所 日南地区建設業協会ほか

No. 427

目 次

◇平成22年5月行事予定	1
◇平成22年6月上旬行事予定	2
◇県協会HP・会員専用サイト掲載項目案内（4月分）	2
◇県協会 会員の動き	2
◇宮崎県建設業協会	
1. 第1回常務理事会を開催	3
2. 宮崎県建設会館取締役会・株主総会 並びに宮崎県政治連盟代議員会を開催	3
3. 下請債権保全支援事業について	4
4. 宮崎県中小企業融資制度のご案内 ～中小企業の資金繰りを応援します～	5
◇雇用改善コーナー	
1. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内	6
2. 建設教育訓練助成金のご案内	8
◇協同組合	
1. 平成22年4月1日から下請セーフティネット 債務保証制度【債権譲渡契約】が変わりました！	10
◇技 士 会	
1. 『監理技術者の講習会』の日程について	12
2. 平成22年度2級土木施工管理技術 検定試験受験準備講習会開催のご案内	12
◇建 退 共	
1. 共済証紙購入の考え方について	13
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（3月分）	14
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（3月分）	14
◇建 災 防	
1. コスモス認定の実施方法等の改正について	15
2. 宮崎労働局からのお知らせ	17
◇火薬協会	
1. 火薬関係保安講習会の受付開始！	18
2. 火薬類関係資格試験の案内	19
◇保証会社	
1. 宮崎県内の前払保証・公共工事動向（3月分）	20
◇試験・研修等のご案内	
1. 平成22年度建設業経理検定試験のご案内	21
2. 平成22年度3・4級建設業経理事務士特別研修のご案内	25

平成22年5月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンパー協会 土木施工管理技士会	建防災・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	土			
2	㊤			
3	月	憲法記念日	憲法記念日	憲法記念日
4	火	みどりの休日	みどりの休日	みどりの休日
5	水	こどもの日	こどもの日	こどもの日
6	木	宮崎県建設業協会新会長会		
7	金			
8	土			
9	㊤			
10	月	宮崎県建設業協会理事会・常務理事会	建防災通常代議員会	組合理事会 火薬代議員会
11	火		足場作業主任者能力向上教育 (木花)	
12	水	1級土木施工管理試験受験準備講習会(14日まで)		
13	木	全国建設産業団体連合会理事会(東京)	車両系建設機械(整地・掘削)運転技能講習(14日まで清武)	
14	金			
15	土			
16	㊤			
17	月		基金納入告知書発送	
18	火	宮崎県建設業協会と九州地方整備局との意見交換会	地山の掘削及び土止め支保工作业主任者技能講習(20日まで都城)	
19	水	監理技術者講習(宮崎)	建退共事務担当者研修会(西都)	
20	木			
21	金	宮崎県建設業協会平成22年度表彰式・第52回通常総会	建防災全国支部運営会議(東京) 不整地運搬車運転技能講習(23日まで清武)	宮崎建設事業協同組合通常総会
22	土			
23	㊤			
24	月	全国技士会通常理事会・総会・表彰式(東京)		
25	火		足場の組立て等作業主任者技能講習(26日まで都城)	
26	水	宮崎県土木施工管理技士会総会 宮崎県建設産業団体連合会総会		
27	木			火薬保安講習(都城)
28	金	全国建設業協会通常総会(東京)	基金企業年金連合会九州地方協議会定例総会及び役員講習会(佐賀) 低圧電気取扱い業務特別教育(延岡)	
29	土			
30	㊤			
31	月			

平成22年6月上旬行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	火		地山の掘削及び土止め支保工作業 主任者技能講習（3日まで清武）	
2	水			
3	木			火薬保安講習（宮崎）
4	金	1級土木実力テスト（5日まで）		
5	土			
6	⑥			
7	月	宮崎県議会6月定例会開会 （23日まで）		
8	火		足場の組立て等作業主任者技能講習 （9日まで延岡）	
9	水			
10	木			火薬保安講習（小林）

県協会ホームページ・会員専用サイト掲載項目案内（4月分）

【ホームページ】

項	目	所 管	形 式
1	経営事項審査面接日程について	宮 崎 県	html

【会員専用】

項	目	所 管	形 式
1	建設施工の環境対策に係る建設機械の指定等について	国 土 交 通 省	PDF
2	工事書類簡素化試行要領の一部改正について（新旧対照表含む）	宮 崎 県	PDF

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID及びパスワードが必要となります。

当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

県協会 会員の動き

（4月1日～30日）

【代表者、組織、所在地等】

地区(市)名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
宮 崎	(株) 仁 組 建 設	代表者	前 田 孝 俊	仁田脇 利 勝
都 城	(有) 赤 塚 建 設	代表者	赤 塚 照 見	赤 塚 ツユ子
小 林	坂 口 建 設 (株)	所在地	〒886-0002 小林市大字水流迫644番地5	〒886-0213 小林市野尻町三ヶ野山3214番地1
		T E L	0986-23-4775	0984-21-6311
		F A X	0986-23-4777	0984-21-6112

【退 会】

地区(市)名	会 社 名	代 表 者 名
宮 崎	(株) 栄 紀 組	加 藤 裕 一
東 諸	(株)黒田土木工業所	黒 田 邦 俊
高 鍋	(有) 城 南 建 設	黒 木 将 也

宮崎県建設業協会

1. 第1回常務理事会を開催

平成22年4月21日（水）午後3時10分、県建設会館2階「委員会室」において開催された。

議題については次のとおり。

(1) 新規会員加入について

(有)高山産業開発 代表取締役 高山 修氏からの加入申込みについて、全会一致で承認された。

(2) 平成22年度建設産業経営基盤強化支援事業及び新分野セミナー事業について

本年度も新分野への進出・定着を図るための経費補助事業を、県からの委託事業として実施する旨説明し、35百万円の事業並びに経営革新計画承認企業については250万円以内まで認めることを報告した。また、新分野セミナーについても、開催地を3ヶ所から2ヶ所に減らして、事業額を県との折半により実施することを併せて報告した。

(3) 平成21年度決算及び平成22年度予算案について

資料に基づき平成21年度決算について事務局より説明したが、全会一致で承認された。また、平成22年度予算については、若干の修正を加えて、次回常務理事会で報告することで了承された。

また、地区協会限りの会員の取扱いを含めた県協会の組織体制について、活発な議論が交わされたが、次回常務理事会で再度検討することとなった。

(4) 次回常務理事会の開催日時について

次回常務理事会の日程については、理事会が開催される5月10日（水）16:00から開催と決定した。

(5) その他

理事会のスケジュール確認と会長会の収支決算を報告し、本年度の会費額について、昨年度同額で徴収することで了承された。



2. 宮崎県建設会館取締役会・株主総会並びに宮崎県政治連盟代議員会を開催

平成22年4月21日（水）午後2時00分より、県建設会館2階「委員会室」において開催された。議題については次のとおりであり、両団体とも全会一致で承認された。

(1) 平成21年度事業報告、決算書について

(2) 平成22年度収支予算書について

(3) その他

3. 下請債権保全支援事業について

21年度2次補正予算 47億円
22年度予算(案) 8億円 計55億円

1. 概要

- ・下請建設企業又は資材業者が元請建設企業に対して有する請負工事又は資材代金の債権（手形を含む。）の支払を、ファクタリング会社が保証し、下請債権等を保全。
 - 下請建設企業等が負担する保証料に対し助成（保証料の2/3（年率4%上限））
（21年2次補正 1億円、22年度(案) 8億円）
 - ファクタリング会社の保証履行による支払額に対し損失補償（支払額の95%）
（21年2次補正 46億円 建設業債権保全基金）
- ※ 事業を利用する下請建設企業等は、受益者負担として年率1%の利用料を支払
- ・事業期間 平成22年3月～23年3月

2. 保証対象の債権の要件

- ・公共又は民間の建設工事に係る請負工事又は資材代金の債権（手形を含む。）
- ・債権は、下請建設企業からの支払請求段階から保証可能
 - ※ ただし、請求後、元請建設企業が支払通知をする等により支払額を認めるまでの間は、請求額の8割が補償額の上限
- 債権者（下請建設企業等）の要件
 - ・中小・中堅（資本金20億円以下又は常勤従業員1500人以下）建設企業又は資材業者
 - ※ 以下の債務者の要件等を満たせば、一次下請企業に限らず、二次や三次等の下請企業も対象となり得る。
- 債務者（元請建設企業）の要件
 - （注：例えば、一次下請企業と二次下請企業との間の下請工事契約関係では、当該一次下請企業が元請企業となる。）
 - ・当該年度又は前年度の公共工事受注実績があること、
 - ・破産手続開始の申立てがないこと 等

3. ファクタリング会社の要件（要件該当企業を（財）建設業振興基金が認定）

- ・貸金業登録、建設業の実務に関する専門的知見を有すること 等

4. 保証限度額等

- | | |
|------------------------|-------------------------------------|
| 1. ファクタリング会社ごとの保証限度額 | → ファクタリング会社の純資産額の25倍を上限 |
| 2. 一の元請建設企業当たりの保証限度額 | |
| (1) ファクタリング会社ごと | → 5億円(残高)を上限 |
| (2) 全ファクタリング会社を通じた総合計 | → 元請の純資産額を上限 |
| 3. 一の下請建設企業等当たりの保証限度額 | |
| (1) 上限額 | → 下請等の規模等に応じ、3億円又は6億円(残高)を上限 |
| (2) 下限額 | → 保証1回当たり100万円を下回らない範囲でファクタリング会社が設定 |
| 4. 保証料率の上限 | → 年率15%を上限 |
| 5. ファクタリング会社ごとの損失補償限度額 | → 保証限度額に応じて決定 |

- ※ ファクタリング会社の資力を踏まえるとともに、公平性の観点から、一部の企業に偏らず幅広く利用いただけるよう、ファクタリング会社ごと、一の元請建設企業ごと及び一の下請建設企業等ごとに債権の支払保証の限度額を設定。
- ※ 限度額を超える場合等は、ファクタリング会社において債権の支払保証を断ることがある。

4. 宮崎県中小企業融資制度のご案内 ～中小企業の資金繰りを応援します～

平成21年10月20日現在

対象業種を781に拡大
据置期間の延長
セーフティネット貸付
新型インフルエンザにも対応
信用保証料の軽減

★ 借換・一本化にも対応！（制度や返済期間等によって一部借換・一本化できない場合もあります。）

○ 売上の減少や、取引企業の倒産に対応したい方は

セーフティネット貸付

融資対象者

- ① 緊急保証制度の対象業種(※1)に該当し、最近3ヶ月間の平均売上高または平均販売数量(建設業にあっては完成工事高または受注高)が前年同期比3%以上減少している方や、平均売上総利益率または平均営業利益率が前年同期比3%以上減少している方
- ② 緊急保証制度の対象業種(※1)に該当し、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できない方
- ③ 緊急保証制度の対象業種(※1)に該当し、新型インフルエンザの影響により、最近1ヶ月間の売上高等が前年同期比3%以上減少し、かつその後2ヶ月間を含む3ヶ月間でも3%以上の売上高等の減少が見込まれる方

※1 緊急保証制度に基づいて、現在、産業用ロボット製造業、音楽・映像記録物賃貸業、貸衣しょう業、映画館、劇場などが追加され781業種が指定されています。
(主な対象特定事業は、土木・建築工事業、各種製造業、飲食店、卸売業、小売業、サービス業などです。)

- ④ 国が指定する大型倒産企業(※2)に50万円以上売掛金債権等を持っている方

※2 宮崎県内の企業では、江藤産業(株)、南榮工業(株)の2社が指定されています。(平成21年10月20日現在)

★ 融資対象者であることについて、市町村長の認定を受ける必要があります。

※ 認定申請に必要な書類は、認定要件(業種、売上高等)が確認できる税務申告書、決算書、試算表等です。

融資限度額 設備資金 5,000万円
(組合は8,000万円)
運転資金 3,000万円
(組合は8,000万円)
融資期間 10年(うち据置期間2年)以内
融資利率 年1.80%～2.30%
信用保証料率 年0.45%

借入に必要な書類

- ・借入申込書(保証協会又は取扱金融機関の様式)
- ・セーフティネット認定書
- ・市町村民税が完納されていることの証明書
- ・決算書、残高試算表、商業登記簿謄本等

○ 経営の安定や改善を図りたい方は

経済変動・災害対策貸付

融資対象者

- ① 売上または利益が前年同期比で3%以上減少している方
- ② 売上高に占める石油関連の経費の割合が直近の決算日において5%以上となっている方(取扱期間は平成22年3月末日までです。)
- ③ 再生手続きの開始申立等を行った事業者に対して売掛金債権等を持っている方など

融資限度額 設備資金 5,000万円
(組合は8,000万円)
運転資金 3,000万円
(組合は8,000万円)
融資期間 10年(うち据置期間2年)以内
融資利率 年2.00%～2.50%
信用保証料率 年0.35%～1.00%

○ 経営支援チームの経営指導を受け、経営再建を図りたい方は

建設産業等支援貸付

融資対象者

- ① 建設産業等地域力連携強化事業による(経営支援チーム)助言を受けた方
- ② 「建設産業支援対策事業」または「建設産業経営基盤強化支援事業」による補助金の交付を受けた方

融資限度額 1,250万円(設備・運転資金の合計)
融資期間 7年(うち据置期間1年)以内
融資利率 金融機関所定金利(5.0%以内)
信用保証料率 年0.35%～1.00%

○ 保証付き債務を一本化し、月々の返済を軽減したい方は

経営再建等支援貸付(借換)

融資対象者

- ① 信用保証付き融資を受けていて、借換により経営安定を図りたい方

融資限度額 5,000万円(設備・運転資金の合計)
(追加融資を含め限度額以内)
融資期間 10年(うち据置期間1年半)以内
融資利率 年2.10%～3.00%
信用保証料率 年0.45%～1.65%

※各制度に関するお問い合わせは

宮崎県経営金融課 金融担当 0985-26-7097
日南県税・総務事務所 商工労政担当 0987-22-2636
都城県税・総務事務所 商工労政担当 0986-23-4518
延岡県税・総務事務所 商工労政担当 0982-33-2862
宮崎県信用保証協会 本所 0985-24-8253 支所 0982-34-8862
県内各商工会議所、商工会、県内各金融機関

雇用改善コーナー

1. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内

助成金を利用して働きやすい 職場づくりをしませんか？

雇用改善実施計画を作成し、次の事

1 雇用管理責任者等の選任・配置等

※雇用管理研修等は必ず実施又は受講してください。

例えば

- 雇用管理研修や職長研修を受講させる場合
- 各専門工事業団体が実施する「基幹技能者認定講習」を受講させる場合 などに資金の一部が支給されます。
(支給額…雇用管理研修等の受講ごとに、資金上限5000円/1人1日(6日分を限度))

2 建設労働者の募集・採用を円滑に行うための新たな取組

例えば

- 求人情報誌等へ求人広告を掲載する場合(求人募集と併せて建設業の魅力アピールするもの)
- 就職説明会を開催、又は就職説明会へ参加する場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(100万円を限度))

3 高年齢労働者・女性建設労働者の活躍を促進する取組

例えば

- 高年齢労働者等に配慮した処遇制度(継続雇用制度等)や、労働環境の整備をするために検討・調査をする場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(100万円を限度))

4 魅力ある職場づくりのための取組

例えば

- 工事現場で作業員宿舎を賃借する場合
- 工事現場で食堂、休憩室、更衣室、浴室、便所、シャワー室を賃借する場合
- 資金体系・退職金制度の整備をするために検討・調査する場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(100万円を限度))

建設事業主雇用改善推進助成金は、中小建設事業主のみなさまの雇用改善の取組を支援するために平成20年度に新設されました。

雇用管理の課題をご検討されたうえで、下記の助成対象項目を盛り込んだ年間計画を作成し、独立行政法人雇用・能力開発機構の認定を受けていただき、その計画に沿って雇用改善の取組を行った場合、助成金が支給されます（1事業年度につき200万円の支給限度額があります）。

業を実施（計画の変更は随時可能）

5 期間雇用労働者の雇用改善

- 例えは** ●1ヶ月以上1年未満の期間を定めて雇用される建設労働者の健康診断を実施する場合 など
にその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(50万円を限度))

6 社会保険労務士等の利用

- 例えは** ●上記1～5の取組のために社会保険労務士等のコンサルティングを受ける場合 などにその
経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(50万円を限度))

建設事業主雇用改善推進助成金の活用事例

A社は、管工事業を営む中小建設事業主であるが、会社内の年齢構成が偏っていることから若年技術者の採用のための企業案内を作成するとともに職場環境を整備するため工事現場にシャワー室を設置したいと考えていた。そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談に行ったところ、建設事業主雇用改善推進助成金を利用できることが分かり、併せて、雇用管理責任者の重要性を知り、雇用管理研修も受講することにした。

雇用改善実施計画を作成し、センターへ認定申請を行い、実施時期に応じて（四半期毎）支給請求した結果、年間で当該事業にかかった費用710,000円のうち355,000円の助成を受けることができた。

※事業の内容によって助成金を受けられない場合があります。

(今回の事例の内訳)	
[A社負担額]	[助成額]
企業案内の作成経費	
300,000円(※1)	300,000円×1/2=150,000円(※2)
シャワー室の設置経費	
65,000円(※4)×5ヶ月=325,000円(※2) (※4)=1ヶ月当たりの賃借料	325,000円×1/2=162,500円(※2)
雇用管理研修の受講経費	
10,000円(※5)×1日履+2名=20,000円(※2) (※5)=受講費(雇用管理研修受講)の受講料(受講日額)	10,000円(※6)×0.8=8,000円 8,000円>5,000円(※2)のため 5,000円(※2)×1日履+2名=10,000円(※2) (※6)=認定認定したA社の1人当たり6ヶ月間認定日額 (※2)=認定日額の支給対象額
合 計	
実施経費710,000円 (①+②+③)	助成額355,000円 (※2+④+⑤)

情報の取り扱う助成金についてインターネットでも情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/>

— お問い合わせ —

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

2. 建設教育訓練助成金のご案内

助成金を利用して建設労働者の技能向上を図りませんか？

例えば、従業員に下表の労働安全衛生法に定められた技能講習・教習を登録教習機関に委託して受けさせた場合

技能講習	教習
酸素欠乏危険作業主任者技能講習	クレーン運転実技教習
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	
床上操作式クレーン（5t以上）運転技能講習	
小型移動式クレーン（1t以上5t未満）運転技能講習	
ガス溶接技能講習	
車両系建設機械（ <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;"> 整地・運搬 ・積込用 及び掘削用 </div> </div> ）運転技能講習	移動式クレーン運転実技教習
車両系建設機械（解体用）運転技能講習	
車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習	
不整地運搬車（1t以上）運転技能講習	
高所作業車（10m以上）運転技能講習	
玉掛け技能講習	

経費及び賃金の一部を雇用・能力開発機構が **助成** します。

※助成に当たっては一定の条件があります。

機構の取り扱う助成金について
インターネットでも情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/>

仕事のエネルギーは、明るい職場から。

建設教育訓練助成金（第2種、第4種技能実習）の活用事例

A社は、土木工事業を営む雇用保険料率1000分の18を負担する中小建設事業主であるが、従業員の能力開発のため、講習経費を負担したり、出勤扱いで講習を受けさせる等、資格取得に力を入れている。今回、5名の従業員に「車両系建設機械運転技能講習」の修了を目標に、登録教育機関で6日間の講習を受講させることにした。

そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談に行ったところ建設教育訓練助成金（第2種、4種技能実習）を利用できることが分かった。

受講後（2ヶ月以内）に支給請求した結果、当該講習にかかった費用800,000円のうち500,000円の助成を受けることができた。

(今回の事例の内訳)	
【A社負担額】	【助成額】
第2種（経費助成）	
100,000円（※イ）×5名=500,000円…① <small>（※イ）=1人当たりの受講料100,000円</small>	500,000円×70%=350,000円…③
第4種（賃金助成）	
9,000円（※ロ）×6日間×2名=108,000円 10,000円（※ロ）×6日間×1名= 60,000円 11,000円（※ロ）×6日間×2名=132,000円 合計300,000円…② <small>（※ロ）=受講者（雇用保険の被保険者）の通常の賃金日額</small>	10,000円（※ハ）×0.8=8,000円 8,000円 > 5,000円（※ニ）のため 5,000円（※ニ）×6日間×5名=150,000円…④ <small>（※ハ）=別途算定したA社の1人当たりの平均賃金日額 （※ニ）=賃金日額の支給率定額</small>
合 計	
実施経費 800,000円（①+②）	助成額 500,000円（③+④）

※建設教育訓練助成金（第2種、第4種）の助成を受けるには、「雇用保険料率が18/1000であること」「受講者が雇用保険被保険者であること」「会社が費用を負担していること」等、一定の条件を満たす必要があります。また、講習の種別や時間数等により助成金が受けられない場合もあります。

※平成20年度から建設教育訓練助成金の一部を拡充しました。

【建設教育訓練助成金（第2種技能実習）の主な改正ポイント】

- (1) 機構が別に指定する労働安全衛生法に定められた技能講習・教育及び危険再認識教育について
 - 受講開始2週間前までに行う認定申請の手続きを廃止しました。
- (2) 事業主自らが行う技能実習（特別教育、有資格者に対する再訓練、技能検定の事前講習等）について
 - 登録教育機関に委託して実施する場合も助成対象としました。なお、受講開始2週間前までに認定申請の手続きが必要です。
 - 指導員謝金が1人1時間当たり10,000円の指導員に（社）全国技能士会連合会長が認定した「全技能マイスター」を加えました。
- (3) その他
 - 実習実施日の期間の要件を7日以内から1ヶ月以内に延長しました。ただし、一の技能実習について最長でも6ヶ月以内に修了しなければなりません。
 - 支給請求の期間を受講後1ヶ月以内から2ヶ月以内に延長しました。

— お問い合わせ —

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

協 同 組 合

1. 平成22年4月1日から下請セーフティネット債務保証制度【債権譲渡契約】が変わりました！

宮崎県・宮崎市発注工事の債権譲渡契約書が変わります。

主な変更内容 債権譲渡契約書一式
融資金額計算式 【融資実行金額】

債権譲渡が2種類になります！

県・宮崎市発注工事は、新しい債権譲渡契約書及び証書で契約
上記以外の発注工事は、従来とおりの請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類等 書類名	県、宮崎市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡契約書及び証書	○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○
3. 借入申込書	○	○
4. 工事履行報告書	○	
5. 誓約書		○
6. 連帯保証書		○
7. 請負工事出来高証明書		○
8. 支払状況・支払計画書	○	○
9. 約束手形	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○	
11. 請求書	○	○

県・宮崎市以外での市町村発注では随時、新しい債権譲渡契約書に変わっていきます。

※ 各市町村の変更時期は未定で、決定しだいホームページでご案内を行っていきます。

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

融資の対象となる工事

国・県・市町村・公団・事業団・公社等の発注した公共工事

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。特に県、宮崎市、小林市発注工事は「工事履行報告書」を提出していただくだけで保証人は必要ありません。

工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

制度の基本的な仕組み！

○貸付金利は、貸付け金額に応じ、年2.2%～2.85%です。

※ 事務手数料、0.07%～0.15%が加算されます。

※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸付金額	500万以下	500万超～ 2,000万以下	2,000万超～ 3,000万以下	3,000万超～ 5,000万以下	3,000万超～ 5,000万以下	1億円超
金利	2.20%	2.85%	2.85%	2.85%	2.60%	2.50%
事務手数料	0.15%	0.14%	0.13%	0.12%	0.08%	0.07%

貸付金額！《宮崎県・宮崎市での発注工事》新しい債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金、違約金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計算式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算式
99%以下	$(\text{請負額} \times \text{出来高率} - \text{受領済額} - \text{違約金}) \times 90\% \text{ 《担保掛目》}$
100% (完成)	$\text{請負額} \times \text{出来高率} \times 90\% \text{ 《担保掛目》} - \text{受領済額}$

(例) 請負金額1,000万円、前払金400万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額=600万円 (1,000万円-400万円)

○貸付金額=270万円 $(1,000万円 \times 80\% - 400万円 - 100万円) \times 90\%$

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金600万円が支払われます。

(1,000万円《請負金額》-400万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金270万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

貸付金額！《県・宮崎市以外での発注工事》従来の債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計算式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算式	請負額 × 出来高率 × 90% 《担保掛目》 - 受領済額
----	--------------------------------

(例) 請負金額1,000万円、前払金400万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額=600万円 (1,000万円-400万円)

○貸付金額=320万円 $(1,000万円 \times 80\% \times 90\%) - 400万円$

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金600万円が支払われます。

(1,000万円《請負金額》-400万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金320万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

ホームページでも詳しくご案内致しております。その他ご不明な点等は、お気軽にご相談下さい。

宮 崎 県 建 設 事 業 協 同 組 合

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東2丁目9-19 宮崎県建設会館2階

TEL 0985-23-3691

FAX 0985-23-3599

URL <http://www.mk-net.or.jp>

E-mail info@mk-net.or.jp

技 士 会

1. 『監理技術者の講習会』の日程について

建設業法の一部改正により、平成16年3月1日より講習を受講しなくても「監理技術者資格者証」が更新のみで交付されるようになりました。

(但し、公共事業を施工される方は今までどおり受講しなければなりません)

平成22年度も昨年に引き続き宮崎県土木施工管理技士会主催で下記のとおり4回開催いたしますので、自分の都合のいい日に受講してください。

日 程	会 場
① 平成22年5月19日(水)	「宮崎県職業能力開発協会」 宮崎市学園木花台
② 平成22年8月4日(水)	〃
③ 平成22年11月17日(水)	〃
④ 平成23年2月9日(水)	〃

監理技術者とは

発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は、「監理技術者」を工事現場に置かなければなりません。

平成20年4月1日から建設業法施行規則の施行に伴い、経営事項審査での監理技術者講習受講者には「6点」加点されるなど、監理技術者を対象とした優遇評価や技術力評価に向けた法改正ができました。また、Z(技術力評価)における技術者の重複カウントは一人あたり2業種までに制限されるほか、1級施工技術者のうち未受講者は「5点」と2段階で評価されるようになった。

平成22年度・23年度入札参加資格審査における技術者要件で「監理技術者資格者証及び同講習会修了証」を保有している者は「8点」の加点になる。

2. 平成22年度2級土木施工管理技術検定試験受験準備講習会開催のご案内

「CPDS認定」

最近の建設工事は規模も構造も大型化、複雑化し、また監理技術者の専任制が強化されていることなどからより多くの資格者を保有することが企業にとっても大切なこととなります。

土木施工管理技士の国家資格取得を目指す技術者、皆様方のために2級土木施工管理技術検定試験の受験準備などから、講習会を『技士会』主催・県建設業協会のご後援により開催することになりました。

その準備といたしまして、下記のとおり講習会を計画いたしましたので多数ご参加されますようご案内いたします。

なお、日程等につきましては下記のとおりですので、準備方お願い致します。

日 程	平成22年7月21日(水)～平成22年7月23日(金)・・・1回目
	平成22年7月28日(水)～平成22年7月30日(金)・・・2回目
	2級学科講習 3日間を2回開催
場 所	宮崎市橋通東2丁目9番19号 宮崎県建設会館
問合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 (TEL 0985-31-4696)

建退共

1. 共済証紙購入の考え方について

◇ 証紙の購入については、対象労働者数と対象労働者の就労日数を的確に把握し、それに応じた額を購入することとなっております。

的確な把握が困難な場合、下表を参考にして下さい。(加入者率70%)

総工事費	工事種別	土 木					
		舗 装	橋梁等	随 道	堰 堤	浚渫・埋立	その他の の土木
1,000～ 9,999千円		3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000～ 49,999千円		3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000～ 99,999千円		2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000～499,999千円		2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500,000千円以上		1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

総工事費	工事種別	建 築		設 備	
		住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の 電気等	機械器具 設 備
1,000～ 9,999千円		4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000～ 49,999千円		2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000～ 99,999千円		2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000～499,999千円		2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000千円以上		2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

《例1》

1. 工事種別 住宅・同設備
2. 工事契約金額 ￥9,345,000 (税込)
3. 加入者率 100%

$$\begin{aligned} & \text{￥9,345,000} \times \text{4.8/1000} \times \text{100/70} = \text{￥64,080} \\ & \text{(住宅・同設備)} \quad \text{(購入代金率)} \quad \text{(加入者率)} \quad \text{(購入額)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{￥64,080} \div \text{310} = \text{206.7} \div \text{207日分} \\ & \text{(購入額)} \quad \text{(1日券)} \quad \text{(購入枚数)} \end{aligned}$$

※端数については繰り上げて購入します。

《例2》

1. 工事種別 その他の土木
2. 工事契約金額 ￥787,500 (税込)
3. 加入者率 50%

$$\begin{aligned} & \text{￥787,500} \times \text{4.1/1000} \times \text{50/70} = \text{￥2,306} \\ & \text{(その他の土木)} \quad \text{(購入代金率)} \quad \text{(加入者率)} \quad \text{(購入額)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{￥2,306} \div \text{310} = \text{7.4} \div \text{8日分} \\ & \text{(購入額)} \quad \text{(1日券)} \quad \text{(購入枚数)} \end{aligned}$$

※端数については繰り上げて購入します。

※ この購入代金率は100万円以上の金額設定になっていますが、100万円未満の工事で証紙の購入枚数が把握できない場合は、このように100万円～999万円の購入代金率で算出してください。

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（3月分）

建退共宮崎県支部

月別	区分		月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (2月分)
	共 濟 契約者数	被共済者数			冊	件	
2月末計	社 3,341	名 47,678	前年度累計	364,848	39,788	22,771,808	110,436,046
加 入	12	211	当 月 分	654	138	119,964	43,831
脱 退	19	149	本 年 度 分	9,293	1,777	1,396,441	641,676
3月末計	3,334	47,740	累 計	374,141	41,565	24,168,249	111,077,722

注：掛金収納額は22.2月分を表す

厚生年金基金

1. 事業概況（3月分）

1. 適 用

(平成22年3月末現在)

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
354社	3,906	618	4,524

2. 給 付

裁定状況

(平成22年3月末現在)

	当 月 分		年 度 累 計	
	件数	金 額	件数	金 額
第1種退職年金	14	7,751,200	114	56,167,000
第2種退職年金	17	4,864,000	278	61,622,600
選択一時金	9	7,892,200	108	69,871,800
脱退一時金	7	945,800	249	46,262,700
遺族一時金	0	0	8	3,515,500

3. 年金経理（保有資産・時価）

(平成22年3月末現在)

信託資産	14,169,854,272 円
合 計	14,169,854,272 円

建 災 防

1. コスモス認定の実施方法等の改正について

建設業労働災害防止協会（会長 錢高一善）（以下「建災防」という。）は、建災防が作成した建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインに基づき労働安全衛生マネジメントシステムを実施している建設企業等を対象に、平成20年4月1日より認定基準に適合していると評価した場合に「コスモス認定証」を交付する「コスモス認定」の事業を実施しています。

今般、このコスモス認定の実施方法等の一部を改正いたします。

なお、昨日現在の総認定件数は、36件（20社）となっています。

改正のポイント

1 一括認定の実施

これまで建設企業の全建設事業場を対象にした「本社認定」の名称を変更し、本社及び全ての建設事業場の認定を一括して認定する「一括認定」を実施します。さらに、評価に係る調査の簡素化等を図り、認定料の低減を図りました。（平成22年4月1日実施）

2 認定料の割引制度の導入

コスモス認定を申込み中小建設企業がISOの認証（品質、環境）を取得している場合は、コスモス認定の認定料を10%の割引く制度を実施します。（平成22年4月1日実施）

3 欠格事項の改正

コスモス認定の申込み者の欠格事項としては、「認定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないものは認定を受けることができない。」のみとしました。（平成22年2月1日実施）

4 認定の一時停止措置の導入

認定建設事業場において死亡労働災害等が発生し、コスモス認定基準に適合していない場合には、「認定の一時停止」の措置ができるようにしました。（平成22年2月1日実施）

1 一括認定の実施

(1) 一括認定とは

一括認定は、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（以下、「システム」という。）を実施している建設工事を行う事業者の本社（本部等）と全ての支店・作業所（作業現場）の認定を一括して行うコスモス認定です。一括認定を受けるための要件は、事業者に所属する建設工事を行う4つ以上の支店がある場合と3つ以下の場合とで、その内容が異なります。

また、この一括認定では、必ず全ての支店を認定範囲とする必要があります。詳細については、別紙の「一括認定のご案内」を参照してください。

(2) コスモス認定の種類

今後、コスモス認定は、次の2種類の認定名称となります。

イ 個別認定

次の建設事業場の単位（基本単位）により認定するコスモス認定です。

- (イ) 「支店一作業所」の組織
- (ロ) 「本社一作業所」の組織

ロ 一括認定

次に区分して、本社と全ての支店の認定を一括して認定するコスモス認定です。

- (イ) 支店が4以上である事業者（建設企業等）
- (ロ) 支店が3以下である事業者（建設企業等）

2 認定料の割引制度の導入

次の(1)の①又は②の事業者であって、認定の申込みの時点で(2)の①又は②の認証を取得している場合は、認定料の10%の割引を行います。

(1) 事業者の組織形態等

- ① 個別認定であって「本社一作業所」の組織形態の事業者
- ② 一括認定であって3以下の支店を有している事業者

(2) ISOの認証

- ① ISO-9001
- ② ISO-14001

3 欠格事項の改正

これまで認定の欠格事項として次の①及び②の事項がありましたが、これらを廃止して、欠格事項としては、

「認定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないものは認定を受けることができない。」

のみとなりました。

<廃止された欠格事項>

- ① 建設事業者が、労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ② 労働安全衛生規則第87条の9の規定により署長認定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

4 認定の一時停止措置の導入

認定した建設事業場において死亡労働災害等が発生し、コスモス認定基準に適合していない場合には、「認定の一時停止」の措置をし、当該建設事業場の改善措置の状況等により、「認定の一時停止の解除」、「認定範囲の縮小」または「認定の取消し」を行うこととしました。

2. 宮崎労働局からのお知らせ

(1) 労働保険年度更新説明会日程について

監督署	安定所	月日	曜日	時間	対象事業	会場名	
						名称	所在地
宮崎署	宮崎所	6月7日	月	10:00~12:00	建設業・林業	J A・A Z Mホール（本館大ホール）	宮崎市霧島1丁目1-1 TEL 0985-31-2000
		6月7日	月	13:30~15:30	一般事業 (建設業・林業以外)	J A・A Z Mホール（本館大ホール）	宮崎市霧島1丁目1-1 TEL 0985-31-2000
	高鍋所	6月8日	火	10:00~12:00	全事業	高鍋町美術館（多目的ホール）	高鍋町大字南高鍋6916-1 TEL 0983-23-8887
		6月8日	火	14:00~16:00	全事業	西都市コミュニティセンター （3階研修室）	西都市聖陵町2丁目26 TEL 0983-43-1111（代）
延岡署	延岡所	6月4日	金	13:30~15:30	全事業	高千穂建設会館（大会議室）	高千穂町大字三田井86-2 TEL 0982-72-3128
		6月9日	水	13:30~15:30	全事業	延岡総合文化センター（小ホール）	延岡市東浜砂町611-2 TEL 0982-22-1855
	日向所	6月8日	火	13:30~15:30	全事業	J A日向会館（5階ホール）	日向市鶴町1-3-12 TEL 0982-55-2511
都城署	都城所	6月8日	火	13:30~15:30	全事業	都城市総合文化ホール（中ホール）	都城市北原町1106-100 TEL 0986-23-7140
	小林所	6月9日	水	13:30~15:30	全事業	小林市文化会館（小ホール）	小林市大字細野1650 TEL 0984-23-7400
日南署	日南所	6月8日	火	14:00~16:00	全事業	南郷ハートフルセンター（小ホール）	日南市南郷町中村乙7051-25 TEL 0987-64-0310

※ 説明会の後半30分は、社会保険の算定基礎届説明会を予定しています。

(2) 第1次集合受付会場日程について

監督署	安定所	月日	曜日	時間	会場名		
					名称	所在地	
宮崎署	宮崎所	6月15日	火	9:00~16:00	J A・A Z Mホール（本館 中研修室）	宮崎市霧島1丁目1-1 TEL 0985-31-2000	
		6月16日	水	9:00~16:00	J A・A Z Mホール（本館 中研修室）	宮崎市霧島1丁目1-1 TEL 0985-31-2000	
	高鍋所	6月17日	木	10:00~15:00	高鍋町中央公民館（作業室・娯楽室）	高鍋町大字上江8113 TEL 0983-23-0048	
		6月18日	金	11:00~14:30	西米良村基幹集落センター（ホール）	西米良村大字村所15 TEL 0983-36-1111	
延岡署	延岡所	6月21日	月	10:00~15:00	西都市コミュニティセンター（3階研修室）	西都市聖陵町2丁目26 TEL 0983-43-1111（代）	
		6月17日	木	10:00~15:00	高千穂建設会館（小会議室）	高千穂町大字三田井86-2 TEL 0982-72-3128	
		6月18日	金	10:00~15:00	高千穂建設会館（小会議室）	高千穂町大字三田井86-2 TEL 0982-72-3128	
		6月23日	水	10:00~16:00	延岡総合文化センター（研修室）	延岡市東浜砂町611-2 TEL 0982-22-1855	
	日向所	6月24日	木	10:00~16:00	延岡総合文化センター（研修室）	延岡市東浜砂町611-2 TEL 0982-22-1855	
		6月21日	月	10:00~15:00	日向市文化交流センター（会議室）	日向市中町1-31 TEL 0982-54-6111	
		6月22日	火	10:00~15:00	日向市文化交流センター（会議室）	日向市中町1-31 TEL 0982-54-6111	
	都城署	都城所	6月25日	金	10:00~15:00	美郷町西郷ニューホープセンター（大会議室）	美郷町西郷区田代1870 TEL 0982-66-2130
			6月21日	月	10:00~16:00	都城市総合文化ホール（会議室1）	都城市北原町1106-100 TEL 0986-23-7140
		小林所	6月22日	火	10:00~16:00	都城市総合文化ホール（会議室1）	都城市北原町1106-100 TEL 0986-23-7140
6月24日			木	10:00~15:00	えびの市文化センター（団体室）	えびの市大明司2146-2 TEL 0984-35-2268	
日南署	日南所	6月25日	金	10:00~15:00	小林市文化会館（会議室1・2）	小林市大字細野1650 TEL 0984-23-7400	
		6月17日	木	10:00~15:00	串間市中央公民館（第1講義室）	串間市大字西方9050 TEL 0987-72-1846	
6月18日	金	9:00~16:00	日南労働基準監督署（2階会議室）	日南市戸高1-3-17 TEL 0987-23-5277			

※納付については、受付待ち時間の短縮を図るため、できるだけ金融機関での納付をお願いいたします

火 薬 協 会

1. 火薬関係保安講習会の受付開始！

平成22年の保安講習会を下記のとおり開催いたします。早めに申込を行ってください。

会場の定員を越えたときは、他の会場に変更になることがあります。

今一度、保安手帳の次回受講期限年月日を確認してください。

月 日	曜	会 場	講 習 会 種 別	定員
5月27日	木	都 城 建 設 会 館	責任者・従事者	120名
6月3日	木	宮 崎 県 建 設 会 館	責任者・従事者・再教育	80名
6月10日	木	小 林 地 区 建 設 会 館	責任者・従事者	80名
7月15日	木	宮 崎 県 建 設 会 館	受験者養成講習（技術）	40名
7月16日	金	宮 崎 県 建 設 会 館	受験者養成講習（法令）	40名
7月22日	木	日 向 建 設 会 館	責任者・従事者	120名
7月29日	木	日 南 建 設 会 館	責任者・従事者	80名
8月5日	木	西 都 建 設 会 館	責任者・従事者	110名
9月9日	木	日 向 建 設 会 館	責任者・従事者	120名
9月16日	木	宮 崎 県 建 設 会 館	責任者・従事者・再教育	80名
9月30日	水	延 岡 建 設 会 館	責任者・従事者	100名
10月28日	木	高 千 穂 建 設 会 館	責任者・従事者	120名
11月11日	木	高 鍋 建 設 会 館	責任者・従事者	90名
12月9日	木	宮 崎 県 建 設 会 館	責任者・従事者・再教育	80名

※ 講習時間

- ・ 再 教 育 講 習 10：00～17：00
- ・ 責任者保安教育講習 13：00～17：00
- ・ 従事者保安教育講習 13：00～16：00
- ・ 受験者対象養成講習 09：00～16：30

※ 講習会受講申込みをされますと、講習会の1週間前ころに受講番号をお知らせしますので、受講票に記入し、保安手帳と共に当日受付に提出してください。

火薬類 守っていますか 作業の基本 心の油断が 招く事故

2. 火薬類関係資格試験の案内

火薬類取締法に基づく火薬類取扱保安責任者等の本年度の知事試験は、次のとおり実施いたします。

(1) 試験の種類（三種類）

- ア 甲種火薬類取扱保安責任者試験
- イ 乙種火薬類取扱保安責任者試験
- ウ 丙種火薬類製造保安責任者試験

(2) 試験日時・場所

日 時 平成22年 8 月22日（日曜日）

甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験は、午後 1 時～午後 3 時

丙種火薬類製造保安責任者試験は、午後 1 時～午後 3 時30分

場 所 宮崎サザンビューティ美容専門学校 5 階（宮崎駅前）

(3) 願書受付期間

平成22年 6 月22日（火）から平成22年 7 月 1 日（木）まで

郵送による場合は、7 月 1 日（木）の消印のあるものまで有効です。

(4) 受験資格

学歴、経験、居住地を問いません。

(5) 試験課目

ア 甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験は、次の 2 科目です。

- ① 火薬類取締りに関する法令
- ② 一般火薬学

イ 丙種火薬類製造保安責任者試験は、次の 5 科目です。

- ① 火薬類取締りに関する法令
- ② 信号焰管、信号火せん又は煙火（原料用火薬及び爆薬を含む）製造工場保安管理技術
- ③ 信号焰管、信号火せん又は煙火（原料用火薬及び爆薬を含む）製造方法
- ④ 火薬類性能試験方法
- ⑤ 一般教養科目

(6) 提出書類

ア 受験願書、受験票（郵便はがき）及び受験票控、写真

イ 住民票抄本

ウ 試験課目の免除を希望する者は、免除申請に関する書類。

(7) その他詳細は、火薬保安協会にお問い合わせください。

問合せ先 宮崎県火薬保安協会 0985-25-4678

発 破 前 声 かけ 確 認 待 避 よ し

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（3月分）

西日本建設業保証(株)
宮崎支店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成21年度	461	▲25.5%	15,668	▲41.9%	5,490	▲0.8%	158,176	▲3.7%
平成20年度	619	51.0%	26,952	9.9%	5,534	▲3.4%	164,302	▲2.8%
平成19年度	410	▲18.0%	24,535	32.5%	5,731	▲11.9%	169,054	▲8.3%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

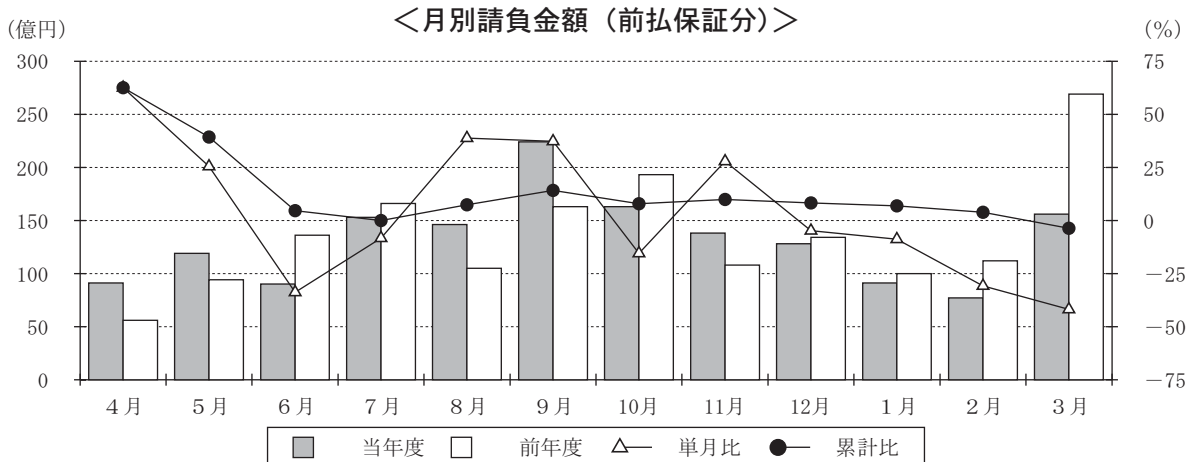
(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	37	5,419	▲66.9%	34.6%	436	44,685	▲16.0%	28.2%
独立行政法人等	6	533	108.9%	3.4%	79	11,527	▲14.2%	7.3%
県	249	7,020	▲15.5%	44.8%	2,026	49,935	▲0.1%	31.6%
市 町 村	165	2,556	26.3%	16.3%	2,891	47,818	7.6%	30.2%
そ の 他	4	138	1099.7%	0.9%	58	4,208	29.5%	2.7%
計	461	15,668	▲41.9%	100.0%	5,490	158,176	▲3.7%	100.0%

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	102	2,041	▲72.9%	13.0%	1,114	33,816	▲19.1%	21.4%
高 岡	5	255	▲70.5%	1.6%	190	4,208	▲20.7%	2.7%
西 都	41	1,131	143.7%	7.2%	329	7,301	31.9%	4.6%
高 鍋	29	784	43.5%	5.0%	291	16,199	100.2%	10.2%
日 南	30	3,705	6.9%	23.7%	383	14,108	▲11.4%	8.9%
串 間	12	234	▲27.6%	1.5%	190	2,663	▲19.5%	1.7%
都 城	36	971	▲3.3%	6.2%	682	14,192	▲3.4%	9.0%
小 林	28	1,248	▲5.2%	8.0%	535	14,393	29.0%	9.1%
日 向	42	1,095	▲43.5%	7.0%	753	18,344	▲10.0%	11.6%
延 岡	55	2,460	▲70.7%	15.7%	544	24,278	▲21.0%	15.3%
西 臼 杵	81	1,738	57.1%	11.1%	479	8,669	18.2%	5.5%
計	461	15,668	▲41.9%	100.0%	5,490	158,176	▲3.7%	100.0%



試験・研修等のご案内

1. 平成22年度建設業経理検定試験のご案内

当振興基金では、従来より建設業会計の知識習得を目的とした建設業経理検定試験を実施しています。平成18年4月に法令が改正されたことにより、建設業法施行規則第18条の3に規定する国土交通大臣の登録経理試験制度が創設され、当基金が行う1級及び2級の検定試験は「建設業経理士検定試験」として年2回実施しています。3級及び4級の検定試験は、当基金独自の資格試験として、従来通り「建設業経理事務士検定試験」として年1回実施しています。

なお、平成20年4月より実施されている新しい経営事項審査における「公認会計士等数」については、従来通り1級及び2級建設業経理士（1級及び2級建設業経理事務士含む）が評価されています。また、上記の評価に加え、1級建設業経理士（1級経理事務士含む）については新たに設定された「監査の受審状況」において、社内の経理実務責任者として自主監査する場合に評価の対象とされることになりました。建設業界において大変意義深い資格試験でございますので、是非この機会にお申し込みいただきますようお願いいたします。

1. 試験日程

(1) 上期試験：第8回建設業経理士検定試験（1級・2級）

受験申込受付期間 平成22年5月10日（月）～5月31日（月）〔消印有効〕

※申込書配布期間：平成22年4月26日（月）～5月31日（月）

試験日 平成22年9月12日（日）

合格発表日 平成22年11月10日（水）

(2) 下期試験：第9回建設業経理士検定試験（1級・2級）

第30回建設業経理事務士検定試験（3級・4級）

受験申込受付期間 平成22年11月10日（水）～11月30日（火）〔消印有効〕

※申込書配布期間：平成22年10月25日（月）～11月30日（火）

試験日 平成23年3月13日（日）

合格発表日 平成23年5月10日（火）

2. 受験資格

どなたでも、希望の級を受験することができます。

3. 試験の内容及び程度

各試験級の内容及び程度は下表のとおりです。なお、1級は原価計算、財務諸表、財務分析の3科目から成る科目合格制をとっており、有効期限内に3科目全てに合格すると1級資格者となります。

級別	内 容	程 度
1 級	建設業原価計算、財務諸表論及び財務分析	上級の建設業簿記、建設業原価計算及び会計学を修得し、会社法その他会計に関する法規を理解しており、建設業の財務諸表の作成及びそれに基づく経営分析が行えること。
2 級	建設業の簿記・原価計算及び会社会計	実践的な建設業簿記、基礎的な建設業原価計算を修得し、決算等に関する実務を行えること。
3 級	建設業の簿記・原価計算	基礎的な建設業簿記の原理及び記帳並びに初歩的な建設業原価計算を理解しており、決算等に関する初歩的な実務を行えること。
4 級	簿記のしくみ	初歩的な建設業簿記を理解していること。

4. 試験日の時間割・試験時間等

試験日の時間割・試験時間・出題数は下表の通りです。試験の時間割・開始時刻等は上期試験と下期試験で異なりますのでご注意ください。

【上期】

時間割	1時限目	2時限目	3時限目
試験級 (試験時間・出題数)	1級財務諸表 (9:30~11:00・5題)	1級財務分析 (12:00~13:30・5題)	1級原価計算 (14:30~16:00・5題)
	—	2級 (12:00~14:00・5題)	—

※3級・4級は特別研修にて募集しています。

【下期】

時間割	1時限目	2時限目	3時限目
試験級 (試験時間・出題数)	1級財務諸表 (9:30~11:00・5題)	1級財務分析 (12:00~13:30・5題)	1級原価計算 (14:40~16:10・5題)
	4級 (9:30~11:00・4題)	3級 (12:00~14:00・5題)	2級 (14:40~16:40・5題)

5. 複数受験

1級は、1科目受験のほか、2科目または3科目の受験が可能です。また、「2級と3級」、「3級と4級」の組み合わせによる受験も可能ですが、これ以外の組み合わせによる複数受験（例えば1級各科目と2級の組み合わせ）はできません。

なお、複数の級・科目をお申し込みされる場合でも、申込書は1枚でお申し込みできます。

6. 試験地

全国主要都市で実施します。

7. 受験料（消費税込）

1級（1科目）……………	7,200円	1級（2科目）……………	10,300円
1級（3科目）……………	13,300円	2級……………	6,100円
3級……………	5,100円	4級……………	4,100円
2級・3級……………	11,200円	3級・4級……………	9,200円

※上記受験料のほか、「受験申込書」を入手されて申し込みされる場合は、申込書代として300円（消費税込）が必要となります。また、インターネットで申し込みされる場合は、申込書代は不要ですが、決済手数料として300円（消費税込）が必要です。

8. 申込方法

検定試験の申し込みは、以下の2つの方法があります。

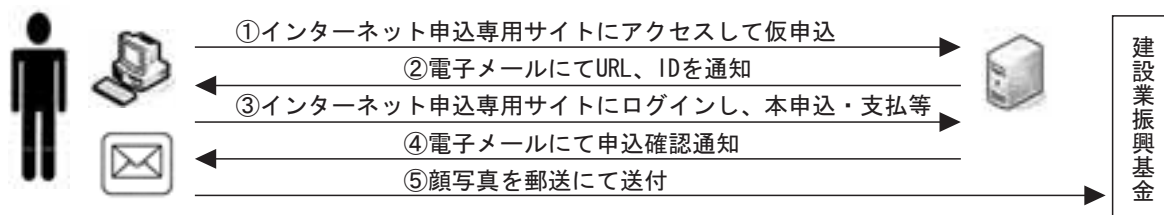
① インターネットによる申し込み

- ・E-mailアドレスが必要となります。
- ・支払方法はクレジットカード決済またはコンビニ決済のいずれかです。
- ・写真のみ普通郵便等で郵送（※写真送付免除の場合があります。詳しくは「9.写真送付の免除」をご覧ください）

② 「受験申込書」郵送による申し込み

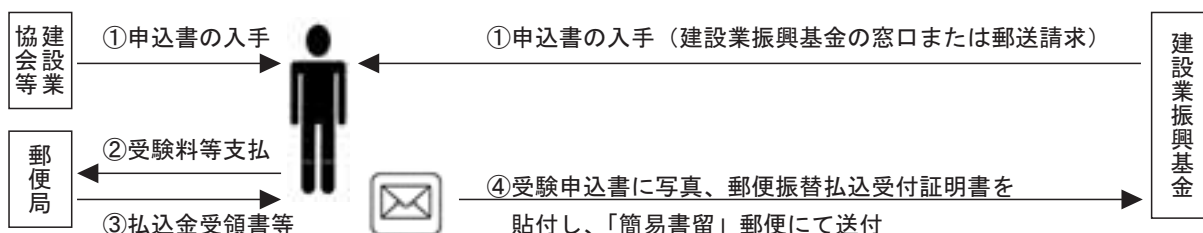
- ・申込書の入手が必要です。
- ・支払方法は郵便局またはゆうちょ銀行での払い込みとなります。
- ・受験申込書・写真・振替払込受付証明書を「簡易書留」郵便にて郵送（※写真送付免除の場合があります。詳しくは「9.写真送付の免除」をご覧ください）

④ インターネットによる申し込みの流れ



●申込期間〔上期試験：5月10日～5月31日／下期試験：11月10日～11月30日〕
 詳細は右記へ→<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/gyom2/>
 又は→宮崎県建設業協会HP

⑤ 「受験申込書」郵送による申し込みの流れ



申込書を下記要領で入手いただき、申込期間内に必要事項をご記入の上、当財団宛てに「簡易書留」郵便にてご郵送ください。なお、受験料のお支払いは申込書に添付している払込用紙を用い、郵便局またはゆうちょ銀行でのお支払いとなります。

●申込期間〔上期試験：5月10日～5月31日／下期試験：11月10日～11月30日〕

重要！ 上期試験は申込最終日、最終日前日が土日のため、また下期試験は申込最終日前日が日曜日のため、営業している郵便局が限られます。お早めにお申し込み下さい。

(1) 窓口での入手

宮崎県建設業協会、各地区（市）建設業協会の窓口（カウンター等）で下記の期間（土日・祝日・振替休日をのぞく）、配布しております。

配布箇所によっては、申込期限前に無くなってしまう場合もございますので、お早めにお求めください。

●配布期間〔上期試験：4月26日～5月31日／下期試験：10月25日～11月30日〕

●申込書代金（300円）は受験料と共に払い込みいただきますので、申込書入手時には不要です。
重要！ 申込の受付期間と配布期間は異なりますのでご注意ください。

(2) 郵送請求

上記窓口での入手が困難な方は、①受験申込書送付依頼書（次ページ）に必要事項をご記入の上、②送料分の切手と共に、当財団宛てにお送りいただければ、当方より申込書をお送りいたします。

●取扱期間〔上期試験：4月26日～5月21日／下期試験：10月25日～11月22日（いずれも基金到着分迄）〕

●申込書代金（300円）は当方からお送りする申込書に添付している払込用紙を用い、郵便局またはゆうちょ銀行で受験料と共に払い込みいただきますので、申込書の郵送請求時には不要です。

【①及び②の送付先】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

(財)建設業振興基金

建設業経理検定試験センター試験係

(上期試験：5月21日
 下期試験：11月22日当振興基金到着分迄)

※郵送請求の場合、申込書が届くのに1週間程度かかりますので、お早めにご請求ください。

申込書請求部数	送料（切手）
1部	140円分
2～3部	240円分
4～6部	390円分
7～13部	580円分
14部以上	宅配便の送料着払いで送付

9. 写真送付の免除

平成18年度以降の経理検定試験または平成20年度特別研修の申込者は、写真の送付を免除いたします。この措置をお受けになりたい方は、申込の際に該当する「整理番号」が必要となります。「整理番号」は受験票あるいは可否通知に記載しています。

10. 1級科目合格の有効期限 1級科目合格に5年の有効期限

平成17年度までの 建設業経理事務士 1級科目 合格者	平成18年4月30日を基準日とし、それ以後5年の間に行われる試験で、残りの科目をすべて取得すれば、1級建設業経理士となり、合格証明書が交付されます。
平成18年度以降の 建設業経理士 1級科目合格者	科目合格通知書の交付日を基準日として、それ以後5年の間に行われる試験で、残りの科目をすべて取得すれば、1級建設業経理士となり、合格証明書が交付されます。

11. 本検定試験に関する問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

(財)建設業振興基金 建設業経理検定試験センター TEL 03-5473-4581

※以下のサイトで、検定試験、特別研修のご案内をしております。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/gyom2/> 又は宮崎県建設業協会HPへ

12. 参考図書に関する問い合わせ・注文先

当財団では下記の参考書等を発行しています。

- ・建設業会計概説（1級：財務諸表・財務分析・原価計算、2級、3級）
- ・初歩の建設業会計（4級）

ご注文はこちらまで。→（株）建設産業振興センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-10

TEL 03-5408-1881 FAX 03-5408-1882

＜切り取り線＞

この依頼書と送料分の切手を期日までにお送り下さい。

上期試験：5月21日までに当基金必着

下期試験：11月22日までに当基金必着

— 受験申込書送付依頼書 —

受験申込書 送付先住所	〒 _____		
※勤務先に送付する場合は、会社名やビル名を必ず記入してください。			
お名前	_____ 様		
カナ氏名	_____		
電話番号 (日中ご連絡先)	_____	_____	
申込書請求部数	部	送料(切手)	円分

太枠内を宛先として申込書をお送りします。

内容に不明な点があった場合に、お問い合わせ可能な電話番号をご記入ください。

申込書の請求部数及び送料(切手)をご記入ください。申込書代金は後払い(受験料と共に払い込み)のため不要です。

2. 平成22年度3・4級建設業経理事務士特別研修のご案内

建設業経理事務士特別研修3級・4級は、昭和59年より建設業会計に関する知識と処理能力の向上を図り、建設会社の経営基盤強化を目的として、(財)建設業振興基金が行っているものです。この研修は、講習と検定試験とを組み合わせ実施しています。研修最終日に行う検定試験に合格すると、**3級または4級建設業経理事務士の資格が得られます。**

(平成22年3月時点の資格者数 3級資格者：25.3万人・4級資格者：18.6万人)

特別研修は、初歩の簿記の仕組みから、建設業固有の簿記・会計・原価計算を総合的に網羅して理解していただけるように考えております。特に、全く会計に関する知識がない方や、日常の事務処理は行っても再度基礎から学ぼうとされる方が独学で学習されるより、本研修を受講することで、その効果は極めて大きいものになるはずです。また、新人社員の方はもとより、現場で従事する方、自社の財務諸表を読み解き経営の在り方を再構築しようとしている中小企業経営者の方も、本研修制度を活用することにより、必ずや会社の経営改善が進展する第一歩となるものと考えます。

1. 申込受付期間

【平成22年5月10日（月）～5月31日（月）】

6月1日以降は定員に余裕がある場合に限り、追加で受付を行いますので、
当基金ホームページをご覧ください。

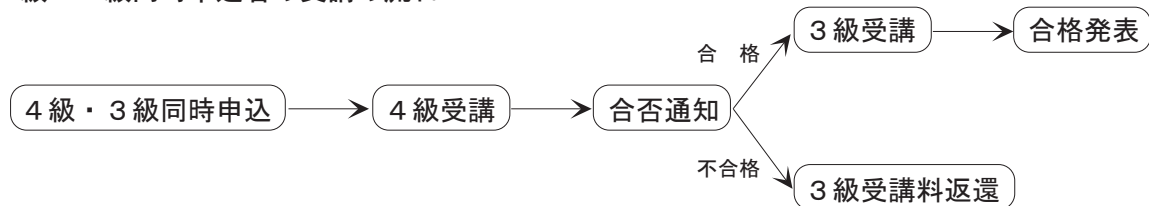
2. 受講資格

4級：どなたでもお申込みできます。

3級：建設業経理事務士 4級 有資格者

建設業経理事務士4級をお持ちでない方でも、同一年度で4級・3級の同時申込みが出来ます。

4級・3級同時申込者の受講の流れ



※返済額は「5.受講料」参照

3. 研修内容

4級	簿記とは何か、なぜ大切かという段階から、複式簿記の仕組みを理解していただきます。 <取引の仕訳>→<総勘定元帳への転記>→<試算表の作成>→<精算表の作成>→<決算書の作成>までの一連の流れを親切で丁寧な講義によりわかりやすく、お教えします。
3級	建設工事の施工工程で発生する取引や、一般的な商取引に係る記帳処理上の問題点を解き明かすとともに、建設業の決算について、実務を踏まえた例題を多数用いて明らかにします。 特に重要である建設業の原価計算の基礎をこの段階で確実に理解していただくよう、親切に根気強く、お教えします。

4. 研修時間割

4級（2日間）時間割

第1日	9:30～12:30 講習	12:30～13:30 休憩	13:30～17:00 講習		
第2日	9:30～12:30 講習	12:30～13:30 休憩	13:30～14:50 講習	休憩	15:00～16:30 検定試験

3級（3日間）時間割

第1日	9:30～12:30 講習	12:30～13:30 休憩	13:30～17:00 講習		
第2日	9:30～12:30 講習	12:30～13:30 休憩	13:30～17:00 講習		
第3日	9:30～12:30 講習	12:30～13:30 休憩	13:30～14:20 講習	休憩	14:30～16:30 検定試験

5. 受講料（テキスト代、消費税込）

4級 20,600円 3級 30,900円 4級・3級同時申込 51,500円

上記受講料のほか、申込書代金として100円が必要となります。

同時申込で4級不合格の場合、3級受講料から為替作成手数料、為替郵送料、事務手数料等を除いた額を為替にて返金いたします。

6. 合格発表

検定試験終了後、およそ2週間後に合否通知を本人宛に郵送致します。

4級・3級同時申込者の場合は、4級の合否通知で合格をご確認後、3級を受講していただくこととなります。

7. 申込書の入手方法

4月26日（月）より1部100円（消費税込）で配布致します。

申込書の代金は受講料と共に払込みいただきますので、申込書入手時には不要です。

●入手方法は、下記(1)インターネット請求、または(2)郵送請求、もしくは基金窓口での配布となります。

(1) インターネットからの申込書請求方法

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/gyom2/>へアクセスして案内に従いご請求ください。

インターネットから請求された場合、申込書の送料を無料とさせていただきます。

(2) 郵送による申込書請求方法

以下に挙げる①、②を次の宛先へ郵送してください。

(会社などでまとめて必要な場合にご利用ください)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

(財)建設業振興基金 建設業経理検定試験センター 特別研修 係

① 申込書送付依頼書

依頼書に必要な事項を記入してください。

② 送料分切手

部数に応じた送料分の切手（送料は右表参照）

※ 郵送請求は5月20日（水）到着分にて終了とさせていただきます。

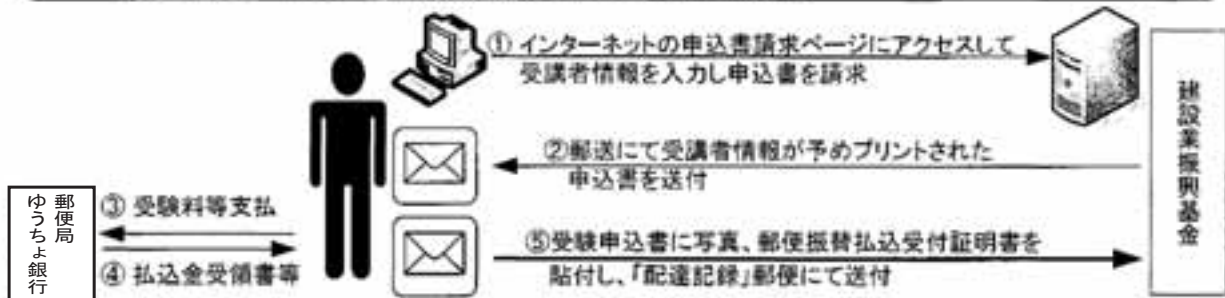
郵送請求の場合、申込書がお手元に届くのに1週間程度かかります。

申込書代金（100円）は当方からお送りする申込書に同封の払込用紙を用い、郵便局またはゆうちょ銀行で受講料と共に払い込みいただきますので、申込書入手時には不要です。

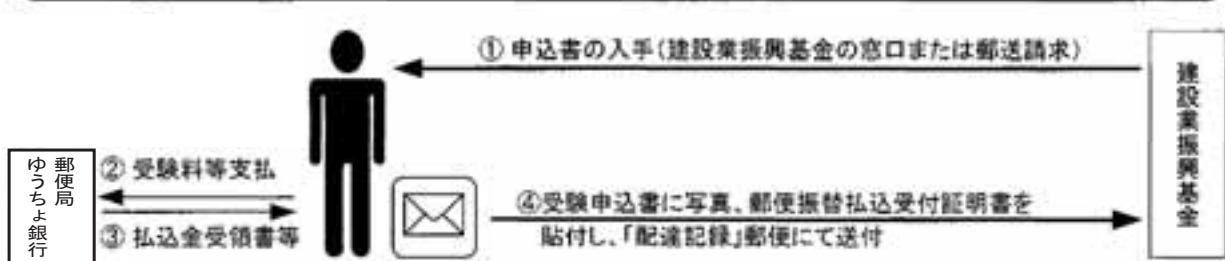
申込書請求部数	送料（切手）
1部	120円
2部	140円
3～4部	200円
5～7部	240円
8～14部	390円
15部以上	お問合せ下さい

8. お申込の流れ

A インターネットを利用する場合の申込みの流れ



B インターネットを利用しない場合の申込みの流れ



・ 事業者の方への重要なお知らせ

平成21年度においても、一定の条件^{*1}を満たす中小企業が支払った教育訓練費用につき、その総額の8～12%^{*2}を税額から控除する、税制上の優遇措置が設けられています。

- ※1 ① 資本金1億円以下で大企業の子会社等でないこと
- ② 教育訓練割合 $\left(\frac{\text{教育訓練費}}{\text{給与等} + \text{法定福利費} + \text{教育訓練費}} \right)$ が0.15%以上であること

※2 控除率 (%) = $8\% + (\text{教育訓練割合} - 0.15\%) \times 40$
(上限12%)

9. 開催日（宮崎）

会場の定員を超えた場合は、別の開催日を設定する場合があります。申込人数が極めて少ない場合には、開催しないことがありますので予めご了承ください。

実施都市	4級（2日間）	3級（3日間）
宮崎	8月4日（水）～8月5日（木）	9月27日（月）～9月29日（水）

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請下請問わず無記名で補償。
- 元請下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

ココロをつなぐ

建設共済

法定外労災補償制度

安心支える、
大きな力。



財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■ 取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>